

【県域助成14-2】

令和8年度事業

「みやぎプレーパーク運営支援助成事業(活動事業版)」

実施要項



ありがとう。これからも一緒に。

社会福祉法人 宮城県共同募金会

〒984-0051 仙台市若林区新寺1丁目4-28

TEL 022-292-5001/FAX 022-292-5002

E-mail [post@akaihane-miyagi.or.jp](mailto:post@akaihane-miyagi.or.jp)

## 1 趣旨

この助成事業は、子どものすこやかな成長を支える遊びの環境の充実を図るとともに、子どもが地域で安心して過ごすことができる居場所を作るため、プレーパークを運営する団体の活動に要する経費の一部を助成します。

なお、本助成は、故 横山 克子様からの遺贈相続による寄付を原資とし、共同募金助成事業として実施するものです。

### 【プレーパークとは】

子どもが「やってみたい」と思うことに自由に挑戦できる遊び場のことです。1943年にデンマークで「廃材遊び場」として始まり、「整った遊具よりも、身近な素材や空き地の方が子どもは生き生きと遊ぶ」という発見をきっかけ広まりました。

日本では1975年、東京都世田谷区で住民の手によって初めて実施され、その後全国へと広がりました。

この事業では、子どもの安全確保に配慮しながら遊びを導き出す者（プレーリーダー）が配置され、プレーリーダーや地域の大人等の見守りの中で、子どもが工夫して遊びを作り出す等、自発的に自由な遊び場を実現できる場を「プレーパーク」といいます。

### 【プレーリーダー】

子どもの主体的な遊びを引き出し、見守り、支援するとともに、安全管理の知識をもつ人のことをいいます。

## 2 助成総額

(1) 助成総額70万円

(2) 1団体あたりの助成上限額は10万円（下限5万円）

※1 助成金は、万円単位（1万円未満の端数は切捨て）とします。

※2 他の民間助成事業との組み合わせは構いませんが、事業や経費の重複がないようにしてください。（組み合わせる他の民間助成事業の要綱等もご確認ください。）

## 3 助成対象団体

以下の要件をすべて満たしている団体のみ申請することができます。

- (1) 申請時点で団体が設立されており、申請事業の実施体制が整っていること
- (2) 宮城県（※仙台市を除く）に所在する団体であること
- (3) プレーパークを原則年2回以上運営し、次年度以降も継続して運営する予定があること。
- (4) 法人格の有無は問いませんが、以下6点の書類を提出できること

- ①団体の定款・規約等
- ②直近年度の事業報告書および決算書（※開始1年未満の団体は除く）
- ③直近年度の事業計画書および予算書
- ④役員名簿
- ⑤実施した活動または予定する活動がわかる既存の資料（チラシ、ホームページの告知記事等）
- ⑥団体名義の助成金振込先口座の通帳の写し

※次に該当する法人、団体は除きます。

- ・当該年度共同募金助成金が決定している団体
  - ・仙台市及び仙台市内で活動する団体
  - ・政治、宗教、営利活動を目的とした法人、団体
  - ・反社会的勢力および反社会的勢力と関わりがある法人、団体
- (5) 市区町村、民間団体等が実施するプレーリーダー養成講座（プレーリーダー研修）等を修了した者が配置されていること。

※未受講の場合は、令和8年度中に受講し、事業完了報告書提出時にプレーリーダー養成講座（プレーリーダー研修）等を修了したことが分かる書類を提出してください。

#### 4 助成対象事業

- (1) プレーパークを運営する活動を開始しようとする団体または活動開始後1年未満の団体が、定期的にプレーパークを実施する事業
- (2) プレーパークの運営について、1年以上の活動実績がある団体が活動の内容、活動エリア等を拡充する事業

#### 5 助成事業対象期間

令和8年9月1日（火）から令和9年3月31日（水）

#### 6 助成対象経費

対象経費は以下のとおりです。（助成事業の実施にあたり直接的に要する部分に限ります。）

- (1) 人件費（報償費を含む）：プレーリーダーの配置に要する費用、運営に必要な者の配置に要する費用、外部の講師等に支払う謝礼等

※人件費（報償費含む）は助成額の5割までとします。

- (2) 旅費：外部の講師等に支払う交通費・宿泊費、事業実施に必要な交通費等
  - (3) 消耗品費：文具類、コピー用紙、材料費等（活動の目的を果たすために必要な飲食物の材料費等）
  - (4) 印刷製本費：チラシ等の印刷費等
  - (5) 修繕料：備品、器材等の修理に係る費用等
  - (6) 保険料：利用者や運営スタッフ、ボランティア等の事業に係る怪我や賠償責任の補償を行う災害・損害保険等の保険料等
  - (7) 使用料及び賃借料：活動会場の使用料、機材等のレンタル料、駐車場使用料等
  - (8) 設備備品購入費：活動で使用する備品等
  - (9) 通信運搬費：活動資料や報告書等の郵送費・切手代等
- ※なお、審査において適正な金額と認められない場合、減額または対象外となる場合があります。

## 7 助成対象外経費

以下の項目は助成対象外とします。また、審査の際、以下の項目にあたると申請書から判断された場合は対象外となる場合があります。

- (1) 行政等の公的財源が見込まれるもの
- (2) 経費の妥当性が募集趣旨にあわないもの、または申請書から読み取れないもの
- (3) 団体および団体役員が所有する拠点、物、設備等の賃借料
- (4) 団体役員が代表である企業等へ委託・発注したものの費用
- (5) 申請事業に関わるもの以外の団体の活動費用や管理的経費
- (6) 助成決定した助成対象期間外の活動（事業）に関する経費

## 8 助成申請方法

「助成申請書」様式に必要な事項を記入の上、申請期限までに宮城県共同募金会へ必要書類と共に提出してください。

※助成申請書（様式第1）は本会ホームページよりダウンロードできます。

**【申請受付期間：令和8年7月17日（金）から8月17日（月）※本会必着】**

### 【必要書類】

- 助成申請書      団体の定款・規約等      直近年度の事業報告書および決算書
- 直近年度の事業計画書および予算書      役員名簿
- 実施した活動または予定する活動がわかる既存の資料（チラシ、ホームページの告知記事等）
- 団体名義の助成金振込先口座の通帳の写し

## 9 審査及び助成決定

「助成申請書および添付書類」から以下の点を基準に本会による審査の上助成先を決定し、助成金決定通知書（様式第2）を通知します。**【令和8年9月中旬】**

- (1) 事業目的の設定が明確になされていること
- (2) 事業内容が、事業目的を達成するために適切なものであること
- (3) 具体的かつ実現可能な計画であること
- (4) 経費の見積もりは事業内容に見合った妥当なものであること
- (5) 本補助期間終了後もプレーパーク等を運営する活動の継続が期待されること、または活動内容、活動エリア等の拡充の継続が期待されること

- ※1 審査にあたり、必要に応じてヒアリングで詳細を直接お聞きすることがあります。
- ※2 事業予算枠を超える助成申請があった場合は、申請団体の事業活動や財務状況等を勘案し優先度の高い団体を採択します。また、助成額が減額となる場合があります。
- ※3 助成決定先は、申請団体宛てに通知を郵送し本会ホームページで公表します。

## 10 助成金の送金について

助成金は概算払いとし、助成決定後すみやかに送金します。**【令和8年9月下旬】**

## 11 助成決定後のお願い

- (1) 助成事業成果の発信

本助成による活動状況や成果を広報誌やホームページ、SNS等により発信してください。

また、助成事業に伴い作成する印刷物や看板、購入備品等には、赤い羽根ロゴマークの表示及び本助成による事業であることを必ず明示してください。

- (2) 事業完了報告書の提出

助成決定団体は、活動終了後1ヵ月以内に事業完了報告書（様式第3）及び領収書のコピー等必要書類を宮城県共同募金会宛に提出いただきます。

**【令和9年4月30日（金）報告期限】**

※事業完了報告書（様式第3）は助成決定時に配付します。（提出方法については、別途ご案内します。）

## 12 その他

- (1) 必要に応じて、活動の実施状況等について調査を行うことがあります。
- (2) 活動実態が確認できなかった場合は、助成決定を取り消し、助成金を返還いただく場合があります。
- (3) クレジットカードによる支払いは認めますが、事業完了報告時には団体名義の領収書を必ず提出してください（レシートのみ提出は不可とします）。また、量販店等のポイント還元については、減額の対象となりますので予めご了承ください。
- (4) 助成金に残金がある場合は返還いただきますので、予めご了承ください。
- (5) 活動場所について、管理者の許可等が必要な場合は、使用について管理者へ相談する等の事前の調整をしてください。
- (6) この要項に定めるもののほか、助成交付に関して必要な事項は、本会長が定める。

### 【問い合わせ先】

社会福祉法人 宮城県共同募金会 担当：八木

〒984-0051 仙台市若林区新寺一丁目 4-28

TEL 022-292-5001 FAX 022-292-5002

E-mail [post@akaihane-miyagi.or.jp](mailto:post@akaihane-miyagi.or.jp)

ホームページ <http://www.akaihane-miyagi.or.jp>